

保護者様

横浜市立大道中学校  
校長 勝 俊一

## 令和2年度 緊急時の学校対応

## 1 「南海トラフ地震に関する情報」について

(1) 「南海トラフ情報」は、次の通りです。

## ○「南海トラフ情報（臨時）」

条件① 南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

条件② 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

条件③ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

## ○「南海トラフ情報（定例）」

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合。

## 2 「学校の対応について」

(1) 「南海トラフ情報」（臨時）が発表された場合

## (1) 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
条件① 調査開始の場合	【連絡体制強化】 国や県からの情報を	・ 通常通り ・ 情報の収集 ・ 地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備 ・ 教職員の動員はなし
条件②	【警戒体制】 ・ 国や県からの情報を各学校に提供 ・ 状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知	・ 原則、通常通り ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保 ・ 「全市一斉休校」の指示があった場合は休校 指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断 ・ 地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討

**条件③にある**、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態でなくなったと評価された場合は、総務局危機管理室が体制の廃止等を検討。

- (2) 「南海トラフ情報」(定例)が発表された場合  
通常通りとする。

### 3 大規模地震発生時の初期対応

- (1) 大規模地震の定義

**「市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」**

注意：大道中が震度5弱以下であっても、市内のいずれかで震度5強が観測されれば、大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

※但し、震度5強以上ではなくても、地震発生時において、次のような場合は次の(2)と同様の対応を行う。

- ①学校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合  
(京急本線・逗子線、京浜東北根岸線、横浜市営地下鉄)
- ②学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒が安全に帰宅させられないと判断した場合。

- (2) 大規模地震(震度5強以上)発生時の初期対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"><li>・近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。</li><li>・津波の恐れがある場合は高台に避難。 ※避難対象区域が含まれる町丁 六浦一～五丁目</li><li>・揺れがおさまったら、通学路を確認し、学校か自宅の近い方に避難する。</li><li>・特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。</li></ul>
在 校 時	<b>授業(部活)打ち切り</b> <b>保護者が学校に引き取りに来るまで、学校に留め置く。</b>
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに近くの安全な場所に避難</li><li>・津波の恐れがある場合は高台に避難。</li><li>・学校へ連絡し対応を決定し、保護者に連絡。</li></ul>

※津波への対応

津波警報や大津波警報が発令されたときは、1年生は4階教室、2年生は4階視聴覚室・少人数教室、3年生は、屋上に避難する。

※備蓄庫に非常食、水を用意する(2日分)。

- (3) 学校災害対策本部の設置

次の場合、早期に「学校災害対策本部」を設置し、初期対応を行う。

- 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき
- 南海トラフ地震「警戒宣言」が発令された場合

## 4 風水害時における対応

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が午前6時の段階で発表継続中の場合、また、大道中学校においては、横浜市南部に「土砂災害警戒情報」が発令されている場合、生徒の安全確保のため、当日は『休校』となります。

※ 「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」を伴わない、その他の「警報」や「注意報」の場合は、予定通り、教育活動を実施します。

なお、保護者が安全上の判断をし、教育活動へ参加するには危険と判断された場合は、学校へ電話等で連絡をし、家庭学習をさせて下さい。

○登校後に「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」「**特別警報**」が発表された場合は、安全な場所に避難し、下校する。

## 5 土砂災害の恐れが高まった場合の対応

「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発表された場合

登下校時	<ul style="list-style-type: none"><li>・近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。</li><li>・通学路を確認し、学校か自宅の近い方に避難する。</li><li>・特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。</li></ul>
在校時	<b>授業（部活）打ち切り</b> 状況により、速やかに下校させるか、学校に留め置くかを判断する。
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"><li>・直ちに近くの安全な場所に避難</li><li>・学校へ連絡し対応を決定し、保護者に連絡。</li></ul>

緊急時の対応は、報道等の情報をご確認のうえ判断してください。

メール配信につきましては、通信の混乱・停電等によりお知らせできないことが予想されます。また、教職員が出勤できない場合等も考えられますので、可能な限り配信することとさせていただきます。

※メール配信登録を行っていない家庭には直接電話連絡をしますが、これらの理由により、お知らせできないことが予想されますので、報道等によりご確認ください。どうぞご了承くださいますようお願い致します。